



GLOBAL DATA ALLIANCE

TRUST ACROSS BORDERS

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」 に関する意見

2021年1月25日

グローバル・データ・アライアンス（Global Data Alliance）¹は、令和2年6月に公布された、改正個人情報保護法に関する「法律施行規則の一部を改正する規則（案）」（以下「規則案」）に関し、個人情報保護委員会（以下、貴委員会）に対して、以下のとおり意見を提出致します。

グローバル・データ・アライアンスは業界横断型の企業連盟であり、世界中の様々な地域に本社を置き、データ・プライバシーとセキュリティについて高い基準を掲げ、世界中に信頼できるかたちでデータを流通させることにより、雇用創出と国内産業の競争力を上げることが可能となる企業で構成されています。

越境データ移転は、製造業や農業から地域の新興企業やサービスプロバイダーに至るまで、世界中の経済のあらゆる分野でイノベーションと成長を促進します。データ移転は、あらゆる国のあらゆる規模の起業家や企業が、新たな雇用を創出し、効率性を高め、品質を向上させ、生産性を向上させるために不可欠なデジタルツールや見識を得ることを可能にします。実際、COVID19のパンデミックの中で、越境データ移転の重要性が高まっています。あらゆる産業や規模の個人や企業が、自宅での勤務や学習、家族や友人との遠隔コミュニケーション、世界中の顧客に向けたサービス向上など、さまざまなニーズを満たすために、越境データ移転により可能となるテクノロジーへますます依存するようになってきました。また、越境データ移転は、COVID-19の治療薬の研究、開発、提供のために非常に重要であり、ワクチン接種の取り組みにおいても重要な役割を果たしています。

グローバル・データ・アライアンスの会員企業は、今日の国境を越えた経済は顧客と一般市民の信頼にかかっていることを認識しているため、テクノロジーとビジネスモデルを越えてデータを保護することに、深く、また、長くコミットしていくことを共有しています。したがって、グローバル・データ・アライアンスは、プライバシーと個人データを保護しながら、国境

¹ グローバル・データ・アライアンス（Global Data Alliance、globaldataalliance.org）は業界横断型の企業連盟であり、データの責任について高い基準を掲げ、世界中にデータを流通させることにより、技術革新と雇用創出が可能となる企業で構成されています。本アライアンスが支持するのは、貿易を制限するデータローカライゼーションを強要することなく、越境データ移転を保護し、デジタル経済の信頼を醸成する政策です。本アライアンスの活動には、BSA会員、American Express、Amgen、AT&T、Citi、ITB360、LEGO、Mastercard、Medtronic、Panasonic、Pfizer、Roche、United Airlines、Verizon、Visa、UDS Technology、WD-40 Companyが参加しています。これらの企業は世界中に本社を置き、先端的製造、航空宇宙、自動車、消費財、電子機器、エネルギー、金融サービス、健康、サプライチェーン、電気通信分野等で活躍しています。また、その運営はBSA|ザ・ソフトウェア・アライアンスが行っています。

を越えたデータ移転が可能となる政策を支持します。このような目標を達成するための貴委員会の取り組みを支援するために、以下のとおり意見を提出致します。

越境データ移転 / 規則案 第十一条の三

上記に関し、事業者は、本人同意を得る必要がある場合には、以下の情報を本人に提供しなければならないと理解しています：（１）移転先の外国名称、（２）移転先国における個人情報保護に関する制度、（３）提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置。

このような要件は、自身の個人情報の取り扱いに関して本人の理解を深める、という貴委員会の目標を達成できない可能性があります。データセキュリティと個人情報保護の有効性は、データが物理的に保管または処理される場所とはあまり関係がなく、代わりに、個人情報を取り扱う事業者、およびデータを受け取る第三者が、強固なセキュリティ対策を提供することを含めて実施するテクノロジー、システム、および手順の質に依存しています。事業者は、国内外を問わず、移転されるすべての個人データについて説明責任を負うべきです。例えば、個人情報の提供先の第三者が EU 域外の国に本社を置いている場合でも、その事業者は、データがどこから来たか、データがどこで保管・処理されているかに関わらず、その事業者が処理するすべてのデータに（日本が十分性認定をした）EU のデータ保護法を適用する選択をすることもあります。このように、個人情報どこで保管・処理されているか、あるいは第三者の処理者がどこに本社を置いているかは、データ処理の方針や手順よりも重要ではありません。そのようなことから、海外事業者を含む企業が個人情報をどのように保護しているかについて理解することの重要性を、貴委員会から個人に向けて指導していただき、国内での個人情報の取扱いと比較して、外国にある第三者の提供先の方がセキュリティ・リスクが高いという誤解が生じないようにして頂くことを求めます。

そして、貴委員会が越境データ移転に本要件を課すことを決定したことを踏まえ、第十一条の三における「外国」の定義を、データの提供先である第三者が本社を置く国を指すものとするを明確にして頂きたいと思えます。貴委員会からのこれまでの説明に基づき、規則案における「外国」とは、データの移転先である第三者が本社を置く国であって、データを物理的に保管または処理するために使用されるデータセンターが所在する国ではないと理解しています。したがって、混乱を避けるためにも、規則案では、上記のように「外国」を明確に定義することを推奨します。

越境データ移転 / 規則案 第十一条の四

改正個人情報保護法第二十四条第三項に基づき、規則案第十一条の四は、委員会規則で定める基準に適合した体制整備を根拠とした個人データの越境移転について、事業者は、海外の第三者が国内の事業者と同等の措置を継続的に講じていること、及び「外国」のデータ保護体制が当該データ保護措置の実施を不当に阻害していないことを定期的に確認する必要があると規定

しています。これにより、移転された個人情報は、海外の第三者による同等の措置により保護され続けることとなります。

貴委員会からの説明では、この要件は一年に一回満たす必要があると理解しております。我々は貴委員会がこのような合理的な対応を考慮に入れたことを支持するとともに、今後の改正個人情報保護法に関するガイドライン（以下「**ガイドライン**」）において、この要求事項を遵守するために、どのような報告が適切であると考えられるかを明確にすることを奨めます。

結語

グローバル・データ・アライアンスは、規則案に意見を提出する機会に感謝致します。本意見が、新たな要件をより明確にするために、規則を修正し、今後ガイドラインを策定する上での貴委員会の引き続きの検討に有用であれば幸いです。施行規則の策定において、貴委員会が幅広いステークホルダーを関与させ、進捗状況を共有する過程をとって頂いたことに感謝致します。本意見に関して、ご質問がある場合又はより詳細に議論をされたい場合には是非ご連絡下さい。